

「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」にご登録ください

登録対象 青森県内において事業活動を行う企業、法人が登録対象です。

登録されると

- 登録証、ステッカーを事務所や店舗に掲示しPRに活用できます。
- 認定マークを名刺、広告、求人広告に活用できます。
- 県のホームページを通じて「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」として積極的にPRします。



ステッカー

登録証

登録要件

次の3つの基準のうち、2つ以上を満たすことが必要です。

■基準1

育児・介護休業法に定める各休業制度を超える制度が1つ以上あること。

■基準2

申請日前1年以内に、次の(1)、(2)どちらか又は両方該当すること。

- (1)男性労働者のうち、育児休業をしたものが1人以上いること。または、子の看護休暇の取得や所定労働時間の短縮措置を利用したものが1人以上いること。
- (2)出産した女性労働者の数に対する育児休業をした女性労働者の数の割合が70%以上であること。

■基準3

育児休業や介護休業など基準1にある制度以外に、仕事と家庭生活などが両立できるような職場環境づくりのための制度が1つ以上あること。

登録方法

- 企業の規模・業種は問いません。(登録は企業単位となります。)
- 「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」登録申請書に必要事項を記入し、申請書欄外※印の書類を添付して、県青少年・男女共同参画課に提出してください。
- 申請内容について、認定基準を満たしていることを確認の上、「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録します。

申請書や詳しい内容は 県庁 HP [あおもりワーク・ライフ・バランス](#) [検索](#)

発行 平成25年3月
〒030-8570 青森市長島1-1-1
青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課
電話：017-734-9228 FAX：017-734-8050
✉seishonen@pref.aomori.lg.jp

※この印刷物は3,000部作成し、企画から印刷までの作成経費は1部あたり394.8円です。